

平成26年度
第3回鳥取県道路メンテナンス会議

○日 時：平成26年12月25日（木）
13：30～

○場 所：国土交通省鳥取河川国道事務所
1階 会議室
（鳥取市田園町4丁目400番地）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- （1）道路橋等5ヵ年点検計画の策定について
- （2）鳥取県跨道橋連絡会議（仮称）の設置について
- （3）その他

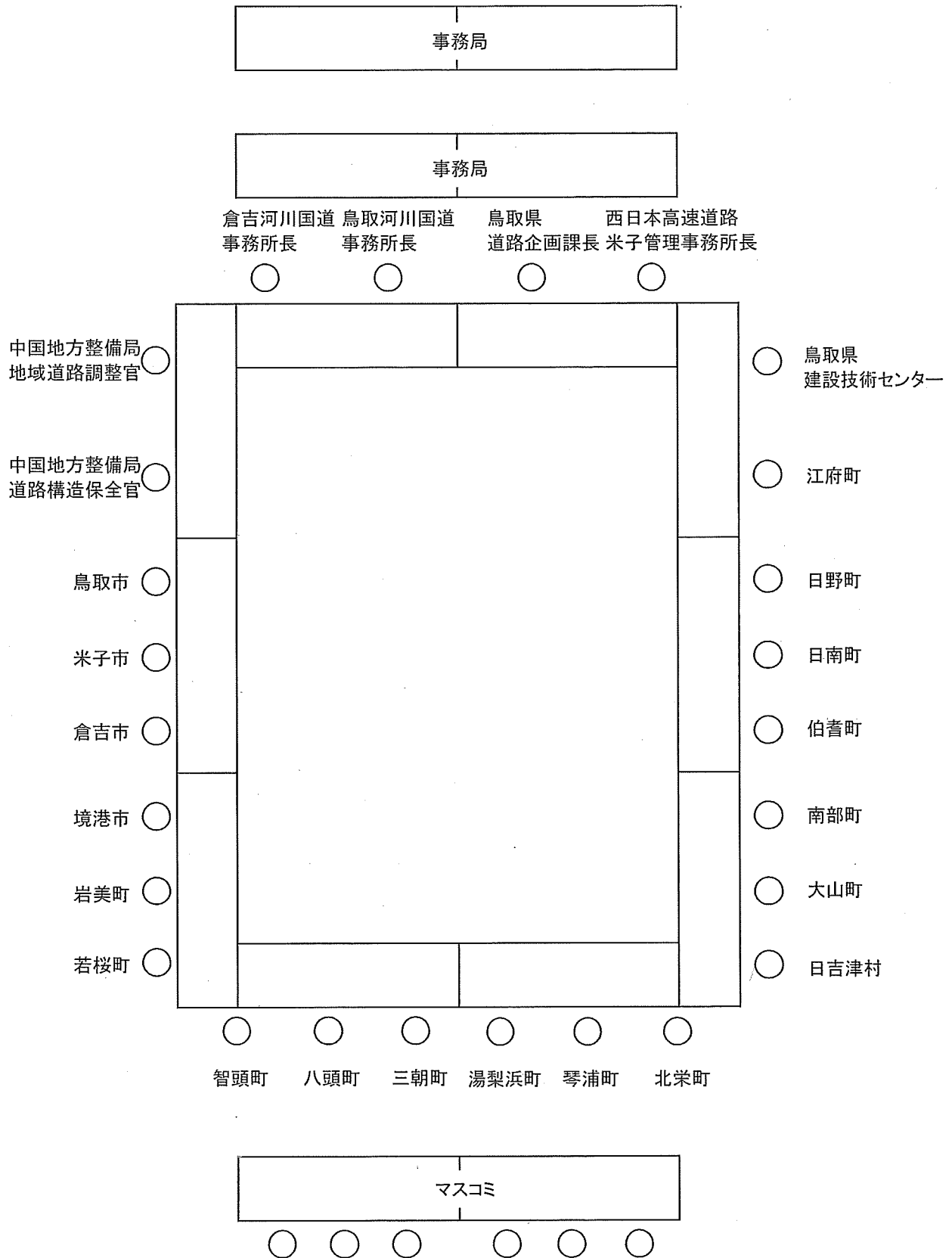
3. 連絡調整

4. 閉 会

第3回鳥取県道路メンテナンス会議 出席者名簿

	所 属	役 職	氏 名	代理出席者	
				役 職	氏 名
会 長	国土交通省中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長	望月 拓郎		
副会長	国土交通省中国地方整備局	倉吉河川国道事務所長	藤原 光雄		
副会長	鳥取県県土整備部	道路企画課長	山本 晃		
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	米子管理事務所長	山根 潤二		
	鳥取市	都市整備部長	藤井 光洋		
	米子市	建設部長	細川 庸一郎		
	倉吉市	建設部長	長井 貴徳	次長	村脇 正仁
	境港市	建設部長	下坂 鉄雄	欠席	
	岩美町	産業建設課長	村島 一美	課長補佐	澤 敬美
	若桜町	町土整備課長	竹田 元重		
	智頭町	地域整備課長	安藤 充憲		
	八頭町	建設課長	西尾 哲夫	課長補佐	高橋和彦
	三朝町	建設水道課長	米原 英章		
	湯梨浜町	建設水道課長	岸田 智	課長補佐	奥村 英明
	琴浦町	建設課長	福本 正純	欠席	
	北栄町	地域整備課長	吉岡 正雄		
	日吉津村	建設産業課長	松嶋 宏幸		
	大山町	建設課長	野坂 友晴		
	南部町	建設課長	芝田 卓巳		
	伯耆町	地域整備課長	小村 恵吾		
	日南町	建設課長	財原 積		
	日野町	産業振興課長	吉原 敏治		
	江府町	建設課長	梅林 茂樹		
	公益財団法人鳥取県建設技術センター	代表理事	岡本 正文	建設支援課長	佐藤 隆宏
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官	高橋 利彰		
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官	大久保 雅憲	道路構造保全官	樋野 義周
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路管理第二課				
	鳥取県県土整備部 道路企画課				
	西日本高速道路株式会社中国支社 米子管理事務所				

鳥取県道路メンテナンス会議 配席表



入り口

道路橋等5カ年点検計画の策定

道路橋点検計画数

(橋)

道路管理者	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合 計
NEXCO西日本	9	10	0	30	0	49
国土交通省	115	111	105	108	118	557
鳥取県	250	540	448	400	422	2,060
鳥取市	2	0	334	555	450	1,341
米子市	532	4	109	1	5	651
倉吉市	3	96	181	183	138	601
境港市	4	0	0	0	129	133
岩美町	161	0	40	0	0	201
若桜町	1	22	22	22	22	89
智頭町	2	126	1	0	0	129
八頭町	7	84	59	46	55	251
三朝町	2	22	33	34	31	122
湯梨浜町	1	60	45	53	47	206
琴浦町	75	9	67	3	0	154
北栄町	1	59	69	54	50	233
日吉津村	1	9	11	14	1	36
大山町	1	7	22	56	62	148
南部町	18	27	61	53	38	197
伯耆町	1	11	47	24	23	106
日南町	128	95	0	0	0	223
日野町	2	3	97	0	1	103
江府町	3	51	19	0	1	74
合 計	1,319 (17%)	1,346 (18%)	1,770 (23%)	1,636 (21%)	1,593 (21%)	7,664 (100%)

注1:数値は変動の可能性があります。

(H26.12.25現在)

注2:一部機関にあっては、今後、溝橋(カルバート)の点検計画数を追加する予定です。

注3:今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更する場合があります。

トンネル点検計画数

(本)

道路管理者	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合 計
NEXCO西日本	8	2	0	0	0	10
国土交通省	17	3	0	16	22	58
鳥取県	0	12	17	9	0	38
鳥取市	0	0	0	0	6	6
八頭町	0	0	0	1	1	2
大山町	0	0	0	1	0	1
南部町	0	0	0	0	1	1
伯耆町	0	0	0	0	1	1
日南町	2	0	0	0	0	2
日野町	0	0	4	0	0	4
江府町	0	0	1	0	0	1
合 計	27	17	22	27	31	124

注1: 数値は変動の可能性があります。

(H26.12.25現在)

注2: 記載の無い機関については、点検対象施設はございません。

注3: 今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更する場合があります。

大型道路標識(門型式)点検計画数

(基)

道路管理者	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合 計
NEXCO西日本	1	0	0	0	0	1
国土交通省	0	5	0	31	0	36
鳥取県	0	7	0	0	21	28
境港市	0	0	0	0	1	1
合 計	1	12	0	31	22	66

注1: 数値は変動の可能性があります。

(H26.12.25現在)

注2: 記載の無い機関については、点検対象施設はございません。

注3: 今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更する場合があります。

道路情報提供装置(門型式)点検計画数

(基)

道路管理者	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合 計
NEXCO西日本	1	0	0	0	3	4
国土交通省	0	1	0	4	3	8
鳥取県	0	7	0	0	44	51
合 計	1	8	0	4	50	63

注1: 数値は変動の可能性があります。

(H26.12.25現在)

注2: 記載の無い機関については、点検対象施設はございません。

注3: 今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更する場合があります。

横断歩道橋点検計画数

(橋)

道路管理者	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合 計
国土交通省	0	3	3	12	2	20
鳥取県	3	10	4	2	0	19
倉吉市	0	0	0	0	1	1
境港市	0	0	0	0	1	1
智頭町	0	1	0	0	0	1
琴浦町	0	0	0	1	0	1
大山町	0	0	0	1	0	1
合 計	3	14	7	16	4	44

注1: 数値は変動の可能性があります。

(H26.12.25現在)

注2: 記載の無い機関については、点検対象施設はございません。

注3: 今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更する場合があります。

ロックシェッド点検計画数

(箇所)

道路管理者	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合 計
国土交通省	0	0	1	0	4	5
鳥取県	0	3	0	0	0	3
合 計	0	3	1	0	4	8

注1: 数値は変動の可能性があります。

(H26.12.25現在)

注2: 記載の無い機関については、点検対象施設はございません。

注3: 今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更する場合があります。

スノーシェッド点検計画数

(箇所)

道路管理者	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合 計
鳥取県	0	0	1	0	0	1
合 計	0	0	1	0	0	1

注1: 数値は変動の可能性があります。

(H26.12.25現在)

注2: 記載の無い機関については、点検対象施設はございません。

注3: 今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更する場合があります。

大型カルバート点検計画数

(基)

道路管理者	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合 計
NEXCO西日本	22	3	0	33	0	58
国土交通省	0	3	6	0	18	27
鳥取県	0	2	0	0	0	2
倉吉市	0	0	0	0	1	1
合 計	22	8	6	33	19	88

注1: 数値は変動の可能性があります。

(H26.12.25現在)

注2: 記載の無い機関については、点検対象施設はございません。

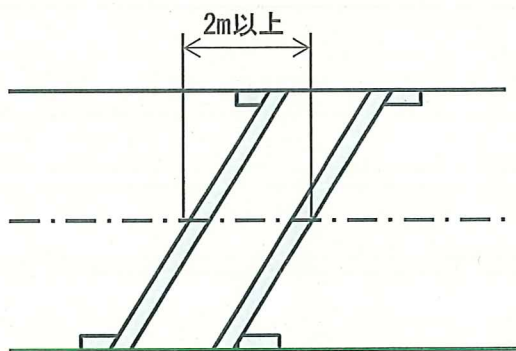
注3: 今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更する場合があります。

■橋長2m以上かつ土被り1m未満の溝橋（カルバート）を橋梁として取り扱う考え方

※橋梁として取り扱う溝橋（カルバート）は、道路の下を横断する道路や水路等の空間を得るために、盛土あるいは地盤内に設けられる構造物とし、剛性ボックスカルバート（短形（ボックス型））を対象とするものとする。

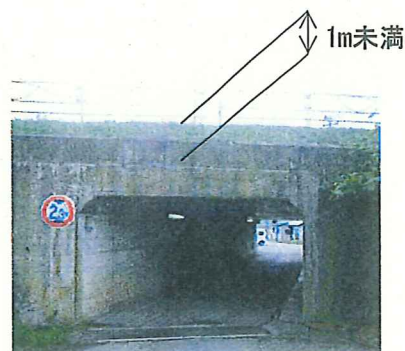
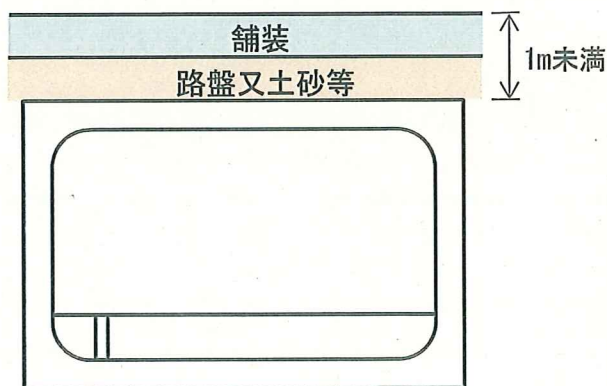
■橋長2m以上の考え方

- ・橋梁として取り扱う溝橋（カルバート）の橋長は、外寸2m以上とし、カルバート上部道路の道路軸方向（斜角考慮）の長さを計測した値とする。



■土被り1m未満の考え方

- ・溝橋（カルバート）の天端から、歩車道等の上面の厚さが1m未満のもの。
※土被り厚が測定的位置で異なる場合（車道部・歩道部等）は、最小値となる位置で判断するものとする。

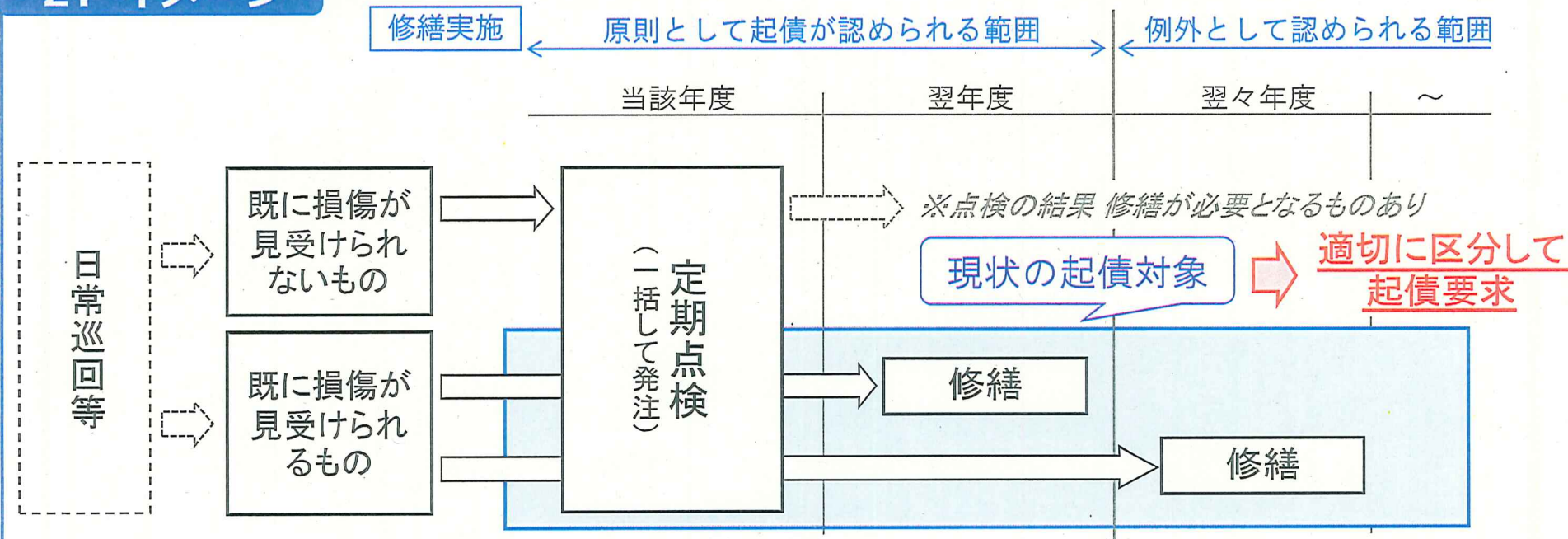


定期点検に係る地方債の取扱いについて

1. 概要

○定期点検に係る地方債の取扱いについては、平成26年3月31日事務連絡「道路の点検等にかかる地方債の取扱いについて（補足）」の記1，2に該当する地方債の対象となる点検等と、地方債の対象とならない点検等を一括して発注する場合であっても、地方債の対象となる点検等について適切に区分した上で起債要求することが可能

2. イメージ



鳥取県跨道橋連絡会議(仮称)の設置

跨道橋連絡会議（仮称）について

<会議の位置付け>

- 道路メンテナンス会議の下部組織として設置
（事務局：各都道府県の道路メンテナンス会議とりまとめの国道事務所）

<対象施設>

- 全ての高速道路、直轄国道、公社道路及び一部（※）の補助国道、都道府県道、市町村道を跨ぐ施設のうち、鉄道橋を除く、道路法上の道路以外の施設（農道、林道、認定外道路、私道、水管橋等）

※補助国道、都道府県道、市町村道については、「緊急輸送道路」に指定されている道路を対象

<メンバー>

- 上記、「対象施設」の管理者及び関係する道路管理者

<依頼事項>

- 跨道橋の占用許可者として、跨道橋の施設管理者に以下の依頼 等
 - ・ 対象施設について、省令に準じ点検・診断を定期的実施
 - ・ 点検計画を策定
 - ・ 点検・診断結果について、道路管理者に報告
 - ・ 診断結果が「速やかな修繕が必要」な場合は、速やかに修繕工事を実施

<スケジュール>

- 次回の道路メンテナンス会議において、同会議の設置を決定
- H26 年度内に、「第一回跨道橋連絡会議（仮称）」を開催し、その後適宜開催

鳥取県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会議は、「鳥取県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、鳥取県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、鳥取県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、鳥取県県土整備部道路企画課長及び西日本高速道路株式会社中国支社米子管理事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。

5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。

6 道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所に置く。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における審議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所道路管理第二課、鳥取県県土整備部道路企画課及び西日本高速道路株式会社中国支社米子管理事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

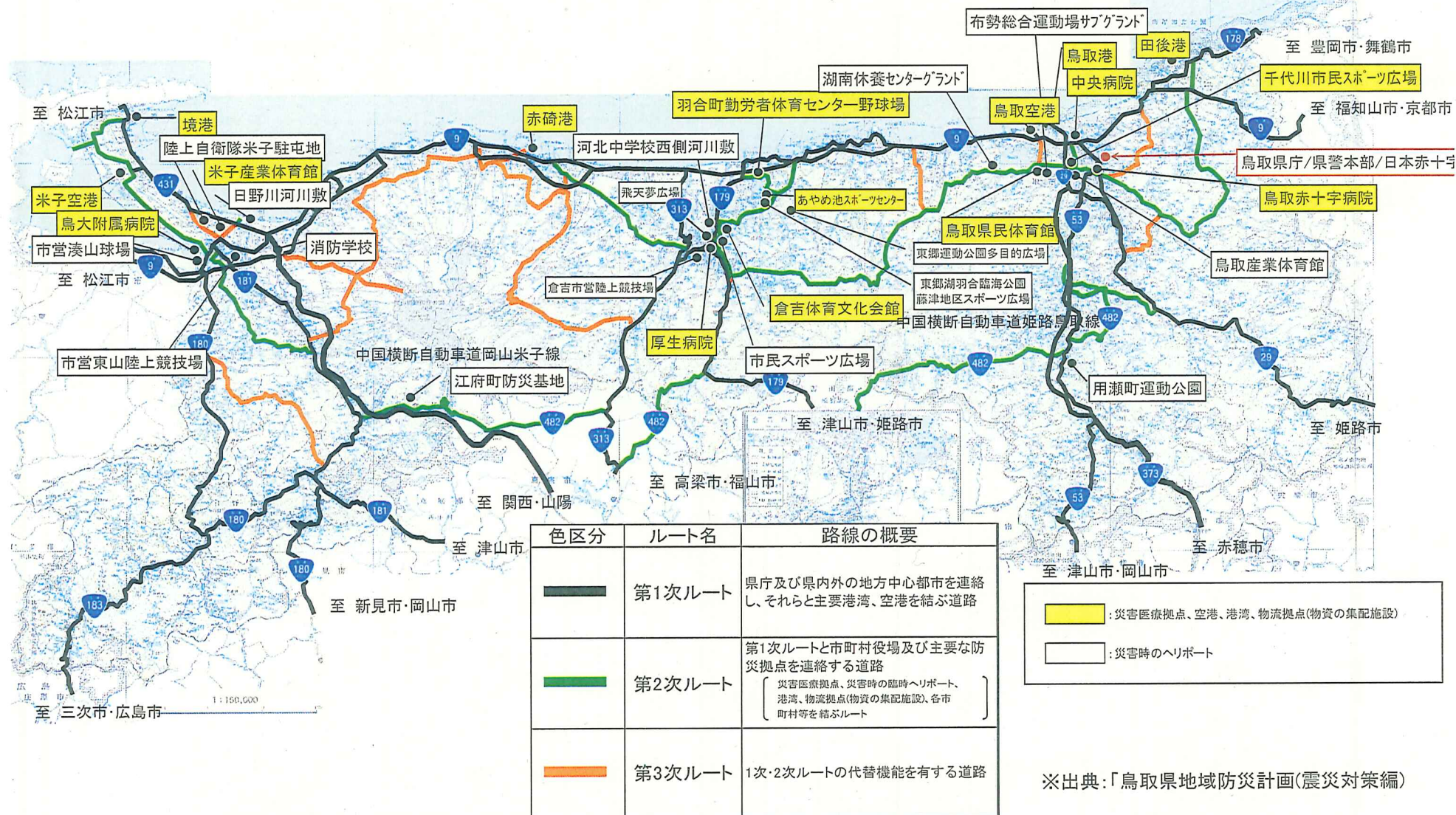
(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年5月19日から施行する。

緊急輸送道路ネットワーク



【 案 】

鳥取県跨道橋連絡会議（仮称）規約

（名 称）

第1条 本連絡会議は、「鳥取県跨道橋連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 連絡会議は、鳥取県道路メンテナンス会議規約第4条第4項に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、鳥取県内における次条に規定する対象施設について、対象施設の管理者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行うことにより、対象施設の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

（対象施設）

第3条 対象施設は、鳥取県内の高速道路、直轄国道並びに補助国道、県道及び市町村道のうち「緊急輸送道路」に指定されている道路を跨ぐ道路法上の道路以外の施設（ただし、鉄道橋を除く。）とする。

（協議・調整事項）

第4条 連絡会議は、その目的を達成するため、対象施設に係る次の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。

- 一 対象施設の維持管理等に係る情報共有に関すること。
- 二 対象施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 対象施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他対象施設の管理に関連し、会長が必要と認めた事項に関すること。

（構 成）

第5条 連絡会議は、別表に掲げる、対象施設の管理者及び関係する道路管理者でもって構成する。

2 連絡会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、鳥取県県土整備部道路企画課長及び西日本高速道路株式会社中国支社米子管理事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

（会議の運営）

第6条 連絡会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 連絡会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

（事務局）

第7条 連絡会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所道路管理第二課、鳥取県県土整備部道路企画課及び西日本高速道路株式会社中国支社米子管理事務所に置く。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

この規約は、平成27年3月〇〇日から施行する。

(別表)

鳥取県跨道橋連絡会議（仮称） 名簿

	組織名	役 職	備考
会 長	国土交通省中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長	道路管理者
副会長	国土交通省中国地方整備局	倉吉河川国道事務所長	道路管理者
副会長	鳥取県県土整備部	道路企画課長	道路管理者
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	米子管理事務所長	道路管理者
	鳥取県県土整備部	空港港湾課長	対象施設の 管理者
	米子市	経済部 農林課長	対象施設の 管理者
	倉吉市	建設部 管理課長	対象施設の 管理者
	大山町	農林水産課長	対象施設の 管理者
	伯耆町	地域整備課長	対象施設の 管理者
	日野町	産業振興課長	対象施設の 管理者
	江府町	建設課長	対象施設の 管理者
	中国電力株式会 社米子電力センター		対象施設の 管理者
	旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部		対象施設の 管理者
	大山平原ゴルフクラブ		対象施設の 管理者

事務局	国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路管理第二課 鳥取県県土整備部道路企画課 西日本高速道路株式会社中国支社米子管理事務所
-----	--

オブザーバー	国土交通省 中国地方整備局	道路部 地域道路課長 道路部 道路構造保全官
--------	---------------	---------------------------

跨道橋連絡会議対象橋梁

国土交通省
平成26年12月19日

跨道橋名	路線名	所在地	跨道橋種別	跨道橋管理者名
水路橋	一般国道9号	大山町	水路橋	大山町農林水産課
水路橋	一般国道9号	大山町	水路橋	大山町農林水産課
水路橋	一般国道9号	大山町	水路橋	大山町農林水産課
水路橋	一般国道9号	大山町	水路橋	大山町農林水産課
水路橋	一般国道9号	大山町	水路橋	大山町農林水産課
泉1号水路橋	一般国道9号（自専道）	米子市	水路橋	米子市経済部農林課
泉2号水路橋	一般国道9号（自専道）	米子市	水路橋	米子市経済部農林課
泉3号水路橋	一般国道9号（自専道）	米子市	水路橋	米子市経済部農林課
陰田跨道橋	一般国道9号（自専道）	米子市	道路橋（林道）	米子市経済部農林課

跨道橋連絡会議対象橋梁

鳥 取 県
平成26年12月19日

跨道橋名	路線名	箇所名	跨道橋種別	跨道橋管理者名
	主要地方道鳥取鹿野倉吉線	鳥取市御熊	道路橋(私道)	旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部
	一般県道倉吉東伯線	倉吉市津原	道路橋(認定外道路)	倉吉市管理課
はちまん橋	一般国道313号	北栄町島	道路橋(農道)	調整中
	主要地方道米子境港線	境港市佐斐神町	横断歩道橋(空港)	鳥取県空港港湾課
修山橋	主要地方道米子大山線	米子市岡成	道路橋(農道)	米子市農林課
	主要地方道名和岸本線	伯耆町丸山	道路橋(私道)	大山平原ゴルフクラブ
	一般国道180号	日南町菅沢	水管橋	中国電力株式会社 米子電力センター
	一般国道180号	日野町中菅	水管橋	日野町産業振興課
	一般国道482号	江府町助沢	水路橋	江府町建設課

跨道橋連絡会議対象橋梁

NEXCO西日本
平成26年12月19日

跨道橋名	路線名	所在地	跨道橋種別	跨道橋管理者名
口別所橋	米子自動車道	伯耆町	道路橋（認定外道路）	伯耆町地域整備課
久古橋	米子自動車道	伯耆町	道路橋（認定外道路）	伯耆町地域整備課
清原橋	米子自動車道	伯耆町	道路橋（農道）	伯耆町地域整備課
太平原橋	米子自動車道	伯耆町	水路橋	伯耆町地域整備課

その他

橋梁管理実務者Ⅰ(Ⅰ期)研修が開催されました!

本研修は自治体支援の一環として、今年度から新たに取り入れられた研修です

地方自治体及び整備局の職員24名(内、整備局職員2名)に対し、今後、急速に老朽化が進む社会資本ストックの確実な維持管理を行うため、橋梁等の維持管理に必要な知識と実務的な点検・評価の技能を修得することを目的として、11月10日～14日の5日間の日程で研修が行われました。

講義 ～国交省道路局、国総研等が監修、取りまとめた全国統一テキストを使用～

道路橋のマネジメント

道路構造物をめぐる今日的課題と今後の方針

知見のある技術者が想定外の事を意識して点検することが重要!



国総研 玉越橋梁研究室長



地方自治体の方から積極的な質問

鋼部材の亀裂、破断は危険のサイン! 詳細調査が必要



大久保道路保全企画官



Co部材の損傷と診断

定期点検の実施と記録

シート、大型カバー等の定期点検要領概論

支承・付属物等の損傷の種類と診断



藤原道路構造保全官



中技 錦織技術情報管理官



中技 高崎維持管理技術課長



道永道路保全企画係長

点検の現地実習 ～損傷の確認と健全性の診断～

鋼橋(海田新橋)

横断歩道橋(海田新橋)

ボックスカルバート(海田町地内)



近接目視、打音検査



鋼板腐食状況及び水みち確認



近接目視、打音検査



点検結果の記録

広島ホームテレビでのニュース放映



〈研修生(岡山・笠岡市の職員)〉
(研修成果を)持ち帰って、(笠岡市の)係内でちゃんと話をし、直営点検がなるべく多くできるようにしていきたいです。

<研修を終えて>

(研修生の声) → ・点検業務を委託し業者へ指導する際及び直営点検を実施する際の参考になった。
・実務で直ぐ活かすのは難しいと思いますが、橋梁点検の着眼点等が理解できたため、とてもいい研修でした。 など
(総括) ・地方自治体の方との話の中で、限りある予算と人員で今後どのように点検、補修を行っていくかが喫緊の課題となっており、これから職員全体の知識・技術の底上げを行ううえで、非常に有用な研修であるという意見が多くあった。また、点検後の補修・修繕工法について学ぶことができればより充実した内容になるとの意見もあった。

トンネル管理実務者Ⅰ研修が開催されました！

本研修は自治体支援の一環として、今年度から新たに取り入れられた研修です

整備局及び地方自治体の職員15名（内、整備局職員10名）に対し、今後、急速に老朽化が進む社会資本ストックの確実な維持管理を行うため、トンネルの維持管理に必要な知識と実務的な点検・評価の技能を修得することを目的として、11月26日～28日の3日間の日程で研修が行われました。

講義 ～国交省道路局、(独)土木研究所が監修、取りまとめた全国統一テキストを使用～

点検に関する法令及び技術基準の体系

老朽化対策工の技術は進歩が著しく、NETISを活用するなど、適正な工法を選定する必要がある！



(独)土木研究所 日下 主任研究員

トンネルの計画・設計



道路構造物をめぐる今日的課題と今後の方針



大久保 道路保全企画官

技術支援の体制として地方公共団体を含めた道路メンテナンス会議を設置している、十分活用していただきたい。



トンネルの変状と診断、トンネルの補修・補強



藤原 道路構造保全官

補修工法の決定にあたり、何に注意をして選定していくべきか！



研修生からの質問

トンネルの施工



山崎 道路工事課長補佐

覆工の打継目にはひび割れ等の変状が生じやすい。

トンネル本体工の点検



道永 道路保全企画係長

点検の現地実習 ～損傷の確認と点検、診断～

国信第一トンネル（国道2号東広島バイパス）



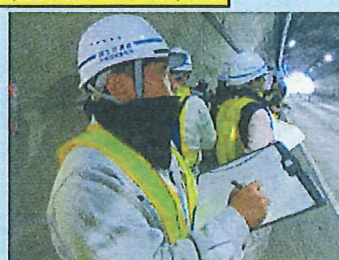
覆工上部を近接目視



点検ハンマーによる打音点検



近接、遠望目視による点検



点検結果をスケッチ



高所作業車による近接目視



点検結果の記録



点検、診断のポイントを説明



同じ姿勢でハンマーは直角、同じ向きを意識する！

応用地質(株)

叩き方で音が違った！正しい叩き方は？

地方自治体の方から質問

現地点検を終えて質疑応答

<研修を終えて>

(研修生の声) → ・維持管理しているトンネルの異常時の対応やコンサルの設計の確認に役立つと思う。
・広い視点から詳細な内容まで知識を習得でき、現在抱えている業務に大変有用です。
・普段の業務では知り得ない、点検の位置付けや国の動き(法整備)、具体的な内容はかけがいのないものでした。 など

(総括) ・地方自治体の方との話の中で、限りある予算と人員で今後どのように点検、補修を行っていくかが大きな課題となっており、これから職員全体の知識・技術の底上げを行ううえで、非常に有用な研修であったという意見が多くあった。